

千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（薬局分）Q&A 【令和2年8月3日版】

No.	区分	質問	回答
1	01 対象施設	新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となりますか。	対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっておりません。
2	01 対象施設	補助事業者はいつ時点で開設している医療機関等になりますか。	申請時に保険医療機関であることが必要です。
3	01 対象施設	対象となる薬局は、「保険薬局に限る」とされていますが、年度末までに保険薬局になれば補助対象になりますか。対象となる場合、保険薬局でなかったときに支出した経費も対象となりますか。また、保険薬局でない薬局に戻ったときは、財産処分手続きの対象となりますか。	最終の申請期限までに、保険薬局となった場合は補助対象となりますが、補助対象経費は保険薬局となった後のもののみとなります。
4	01 対象施設	申請受付開始後に新たに設立された医療機関等も対象になりますか。	対象となります。
5	01 対象施設	支援金の交付を受けた後に廃業新規により別の薬局の許可を受けた場合は、新たな薬局開設者が講じた感染拡大防止にかかる経費について、給付申請を行なうことは可能でしょうか。	交付を受けた後に廃業となった場合には、精算が必要です。その上で、新たな薬局として再度申請が可能ですが、交付金を複数回受けるために薬局の廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は不交付となります。
6	01 対象施設	令和2年4月1日から申請日までの期間中、感染拡大防止に関する取組みを行った施設であって、その後廃止した施設は申請対象に含まれますか。	例えば医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になります。補助金が交付された医療機関が事業完了前に廃止となった場合、廃止までの支出は対象となりますが、廃止以降の支出は対象になりません。なお、交付した額が廃止までの支出額を上回る場合は、精算が必要となります。
7	01 対象施設	年度途中で、法人成り等で開設者に変更（個人←→法人）があった場合は、それぞれが補助対象になりますか。	個人と法人で開設者の変更があっても、実質的に同一の医療機関である場合は、本事業の目的から、原則として1回限りの補助となります。補助金を受けた後に開設者に変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合、精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は不交付となります。
8	01 対象施設	年度途中で、事業譲渡等で開設者に変更があった場合は、それぞれが補助対象になりますか。	補助金を受けた後に開設者に変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合、精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は不交付となります。
9	01 対象施設	どのような施設が補助の対象となりますか。	<p>新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。</p> <p>ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。</p> <p>※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）</p> <p>① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備</p> <p>② 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更薬剤交付順の工夫等</p> <p>③ 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制の確保</p> <p>④ 感染防止のための個人防護具等の確保</p>
10	02 申請方法	対象期間中であれば、複数回の申請が可能ですか。	申請は各施設で1回のみです。

千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（薬局分）Q&A 【令和2年8月3日版】

No.	区分	質問	回答
11	02 申請方法	医療機関等はどちらに申請すればよいですか。	医療機関等からの申請受付は原則として、千葉県国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行います。詳細については、申請マニュアルを御確認ください。
12	02 申請方法	法人で複数の薬局を運営している場合、複数店舗をまとめて一つの書類として申請することは可能ですか。	保険薬局ごとの申請が必要です。
13	02 申請方法	医療機関コードはどこで調べられますか。	関東信越厚生局のホームページから医療機関コードを検索することができます。 なお、千葉県内の薬局は124から始まる10桁のコードです。 例：千葉県にある保険薬局コード【1234567】の保険薬局の場合 「都道府県番号12」＋「点数区分コード4」＋「保険薬局コード1234567」→1241234567
14	03 対象経費	千葉県から交付決定を受ける前に着工することは可能ですか。	交付要綱、実施要綱に基づいた事業であれば、対象事業として扱っていただいて差し支えありません。
15	03 対象経費	設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となりますか。	リースは補助対象となります。設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれると考えており、補助対象となります。整備した設備について、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。
16	03 対象経費	支援金支給事業について、どのような経費が補助対象となりますか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。 ※例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等
17	03 対象経費	いつからいつまでの経費が対象となりますか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回る時は、その上回る額を返還していただくこととなります。
18	03 対象経費	支援対象経費のリース費用は、令和3年3月までの月割費用が対象となりますか。それとも、全リース期間の費用が対象となりますか。	令和3年3月までのリース費用が対象です。
19	03 対象経費	対象経費で「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く」とありますが、感染拡大防止のために職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当・休日勤務手当や、感染症対策業務の実施に対する特殊勤務手当には、本交付金の対象となりますか。	「従前から勤務している者及び通常の医療提供を行う者」の場合は対象外となります。
20	03 対象経費	地域医療情報連携ネットワークを用いることで、多職種間のカンファレンスや、写真や動画を活用した遠隔診療が可能となるなどにより新型コロナ感染防止につながると考えられるが、医療機関や薬局における地域医療情報連携ネットワーク利用料は対象となりますか。	新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等のために使用しているのであれば、対象となります。

千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（薬局分）Q&A 【令和2年8月3日版】

No.	区分	質問	回答
21	03 対象経費	補助対象となる光熱水費について教えてください。	感染拡大防止対策に要する費用、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用に該当する光熱水費は補助対象となります。
22	03 対象経費	令和2年4月よりも前に発注し、4月以降に納品した院内感染防止対策物品は対象となりますか。また、令和2年度に発注して、納品が令和3年度となる場合は、補助の対象になりますか。	令和2年度の実績として、令和2年3月以前に発注し、4月以降に納品されたものは対象となります。発注時点で令和2年度に納品されないことが明らかな場合は対象外となります。
23	03 対象経費	支援金支給事業について、どのような経費（医療機関用）が補助対象となるのか具体的にご教示ください。 ・HEPAフィルターがない空気清浄機（工事費用、設置費用含む）、換気扇、網戸、換気扇、網戸の修理 etc. 情報通信機器を用いた診療体制等の確保等の対象 ・オンライン診療用機器一式（初期導入費、ランニングコスト）、抗菌キーボード、抗菌マウス	本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等で感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。ご提示のものも基本的に対象となり得るものと考えられます。
24	03 対象経費	例えば、2月開設の医療機関の場合、開設日前の備品購入費等は対象となりますか。対象となる場合、令和3年4月1日開設の医療機関でも3月末までに備品購入等すれば対象となりますか。ならない場合、3月31日に開設して3月31日までにかかった経費であれば対象となりますか。	保険医療機関の開設・指定後、令和3年3月31日までの経費が対象となります。令和3年2月28日までを申請期限としていますが、仮に令和3年3月31日に保険医療機関の開設・指定があり、令和3年3月31日に令和3年3月31日の経費について申請があれば、令和3年3月31日に交付決定を行い、補助の対象となります。
25	03 対象経費	すでに廃止している医療機関でも、今年度の感染防止にかかった経費が証明できれば対象となりますか。	申請時に廃止している場合は、対象になりません。
26	03 対象経費	感染拡大防止対策として、「薬局内の混雑を生じさせないよう、事前の予約や掲示等」とありますが、例えばどのような設備が交付対象となるのでしょうか。	薬局内の患者誘導等に用いられる看板や必要な静止画、動画、音声等を表示できるディスプレイ、タブレット端末、スピーカー等とこれらに有線・無線接続するコンピュータ等の周辺設備や設置経費などが対象となります。
27	03 対象経費	医療機関・薬局等における感染拡大防止対策支援金の補助金について、持続化給付金との併用は可能ですか。	持続化給付金を受けた医療機関等においても、要件を満たせば、感染拡大防止等支援の補助金を受けることが可能です。
28	04 書類関係	精算書類に必要な領収書等とは、領収書以外に具体的にどのような書類がありますか。	医療機関等からの実績報告は詳細を検討中ですが、領収書以外には、納品書や請求書などを想定しています。
29	04 書類関係	申請に添付させる領収書等は原本である必要がありますか。	原本でなくとも差し支えありません
30	04 書類関係	対象経費「(概要)従前からの勤務者及び通常の医療提供を行う者の人件費は除く」とありますが、この除かれぬ者であることの証拠書類はどのようなものですか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は含まれていない」ことを確認する申請様式としており、含まれている場合はファイルを出力できない設定としています。
31	04 書類関係	「領収書等の証拠書類」の「等」に関して具体的にどのような書類がありますか。	領収書のほか、納品書、請求書、明細書など、対象経費が分かるものであれば、証拠書類になり得ると考えています。
32	05 清算・実績報告	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となりますか。	短期間で交付の目的を達成し、処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースで対応すべきと考えております。その上で、購入によらざるを得ず、交付の目的を達成したものとして廃棄することが適切な場合は、廃棄に係る経費は補助対象となります。

千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（薬局分）Q&A 【令和2年8月3日版】

No.	区分	質問	回答
33	05 清算・実績報告	交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となりますか。	「千葉県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用等補助金（医療機関・薬局分）交付要綱」に基づき、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、知事の承認が必要となります。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、知事の承認を受けずに廃棄することが可能です。いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を千葉県に納付していただくこととなります。
34	05 清算・実績報告	給付申請後（例えば年内）に薬局が廃止した場合、補助金の返納は必要ですか。	廃止に前後し実績報告を行い、支出額が交付済額に満たない場合は精算が必要です。
35	06 振込	国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。	国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。
36	07 その他	「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について、都道府県から支援金（補助金）をうけた薬局を開設する法人は、政治資金規正法第22条の3の適用を受けますか。又は、同法第22条の3の適用を受けない補助金等に該当しますか。	他の補助金と同様、政治資金規正法第22条の3第4項の適用対象となりえます。なお、国から補助金の交付決定を受けた場合については、総務省において、「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限制限に関するガイドライン」を示していますので、参考にしてください。
37	07 その他	医療機関・薬局等における感染拡大防止対策支援金の補助金については、法人税の課税対象となりますか。	他の補助金と同様、法人税の課税対象となります。